

建設工事における最低制限価格の見直しについて

建設産業を取り巻く経営環境を踏まえ、地域の経済・雇用対策を目的とし、ダンピング受注防止など建設業の健全な発展や公共工事の品質確保を図るため、最低制限価格の範囲を次のとおり見直します。

85% ≦ 最低制限価格 ≦ 92%

- ◎令和8年4月1日以降に入札公告（指名）する案件より適用します。
- ◎適用期間：令和8年4月1日以降
- ◎最低制限価格の算定式については非公表とし、事後公表は実施しません。